

入善自動車学校から耳寄りなお知らせ!!

教育訓練給付制度を利用して 運転免許が取得できます!

当校では次の3講座が給付制度の対象となります。

「一般教育訓練給付制度」厚生労働大臣指定講座

大型特殊自動車

- 対象者 普通、準中型、準中型5t(限定)、中型8t(限定)、中型、大型免許のいずれか保有
- 教習時限 最短6時限
- 取得期間 最短3日間

中型自動車

- 対象者 準中型5t限定MT免許保有 / 普通MT免許保有
- 教習時限 最短11時限 / 最短15時限
- 取得期間 最短5日間 / 最短7日間

中型審査(8t限定解除)

- 対象者 8t(限定)中型免許保有
- 教習時限 最短5時限
- 取得期間 最短3日間

※ 最短取得日数は、お客様が希望される教習時間帯によっては、ご希望に添えないこともあります。
また、入校、修・卒検日を除いた日数となっています。

教育訓練給付制度(一般教育訓練)とは?

雇用保険の被保険者又は被保険者であった方が、自ら費用を負担(※1)して、厚生労働大臣の指定した一般教育訓練講座を受講し修了した場合、受講者本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費(入学金、教習料 ※2)の一部に相当する額 (最大20%、上限10万円) をハローワークから支給する雇用保険の給付制度です。

※1 受講料を個人払いされた方が対象となり、企業払いされた方には支給されません。

※2 支給額は、検定料金など一部を控除した金額(給付金対象額) を基準とします。

すべての教習料金を対象とするものではありません。

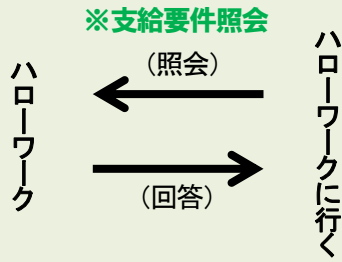
裏面もご覧ください。

教育訓練給付制度の流れ



ハローワーク

※ 受講生の
住居地を管轄



③支給申請書提出(本人出向く)
※ 修了日翌日から1か月以内

審査

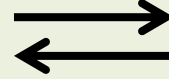
④支給(指定口座へ入金)



受講生

(入校手続き)

①受講、費用負担



②領収書、教育訓練
修了証明書の発行



入善自動車学校

給付を受けることが出来る方は？

① 雇用保険の被保険者（在職中の方）

受講開始日において雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上ある方

② 雇用保険の被保険者であった方（離職された方）

被保険者資格を喪失した日（離職日翌日）以降、受講開始まで1年以内で、かつ支給要件期間が3年以上ある方

※ 上記①、②とも、当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとするときは支給要件期間が1年以上あれば可

※ 平成26年10月1日以降に給付金を受給した場合、前回受給日から今回受講開始日前までに3年以上経過していることが必要

☆ 支給申請の前にハローワークで自身の「受給資格の有無」及び「受講希望講座の指定の有無」を照会できます（**支給要件照会**）。

☆ 詳しい内容は、住所地を管轄するハローワークに問い合わせるか厚生労働省のホームページをご覧ください。

受講開始日までの間に、同一の事業主の適用事業
に引き続き被保険者等として雇用された期間

【申請に必要な書類等】

ア 教育訓練給付金支給申請書 イ 教育訓練修了証明書 ウ 領収書
エ 運転免許証 オ 雇用保険被保険者証（雇用保険受給資格者証でも可） カ 認印

※ 支給申請書に、個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

※ イ、ウの書類は当校で作成します。

※ 給付金の振込先金融機関の名称、口座番号等が必要です。



富山県公安委員会指定教習所
学校法人 富山県自動車学園
入善自動車学校

〒939-0672 富山県入善町田中 111



TEL 0765-72-0636



0120-645-117

電話での問合せは、10:00~16:00の間とさせていただきます。
(日曜、祝日は休業)

入善自校のQRコード

